

# 空中散布はどのように 行われているのか(2)



どんなに気をつけても、住宅地に近いところで散布すれば、周りに飛び散るし、それに、ヘリコプターの場合は、濃い濃度の農薬を散布するんでしょう。危険だと思うわ。

そうですね。

空中散布によって被害を及ぼした事例がありましたので、群馬県では、農業への利用については、平成12年度以降、有人ヘリコプター散布から農薬の飛散が少ない無人(ラジコン)ヘリコプター散布になりました。林業への利用については、平成15年以降は中止しました。また、ヘリコプターにはたくさんの量を積めないので、農薬の濃度はおっしゃるとおり、高いものを積んでいます。従って、高濃度散布可否の面から、空中散布に使用できる農薬は限られています。



私、先日開催された「化学物質過敏症シンポジウム」に参加したとき、ラジコンヘリコプターが家のすぐ近くで農薬をまいていたり写真を見たわよ。パネリストの一人は、場合によっては大変な事故になると言ってました。私は空中散布にはとにかく反対です。

たしかに、最近は農地と住宅地の混在地域が増えていますので、散布する側と住民との間でトラブルが発生していることも事実です。

しかしながら、今すぐ空中散布を全面禁止するのは難しいので、行政や散布業者は、このような環境変化に即したより適切な対応をとるべきでしょう。

本県では、人体への影響が懸念される「有機リン系農薬」を無人ヘリコプターにより、散布することについて、関係団体に自粛を要請しました。(平成18年6月)



## 用語解説

●化学物質過敏症…最初にある程度の量の化学物質に曝露されるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間反復曝露されて、一旦過敏状態になります。その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏となる症状を「化学物質過敏症」といいます。その原因については、はっきりしていませんが、色々な調査が行われています。